

2007年11月28日

与党提出「厚生年金保険特例法案」修正案 趣旨説明

民主党・無所属クラブ

山田正彦・山井和則

私は、ただいま議題となりました、与党提出「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案」の民主党修正案につきまして、提案者を代表して、提案理由及び概要を御説明申し上げます。

昨年12月、長妻昭議員が年金記録問題について、加入者全員の納付記録を緊急にチェックしてもらわなければならないと訴えてから、間もなく1年になります。民主党の指摘により、年金記録問題の解決に向けた取組みは行われつつありますが、その歩みは遅々としており、全面解決の目途は全く立っていません。

その取組みの一つが、社会保険庁に保険料の納付記録がない方の救済を進めることを目的とした「年金記録確認第三者委員会」の設置です。しかし、11月18日現在、申立受付件数は27,000件にのぼる一方、あつせん件数は535件で、わずか2%に過ぎません。今でも申立件数が日々増えていくことが想定される中で、一体すべての方の納付記録が確認されるのはいつになるのか、被害者の方々は、途方に暮れる思いでおられると思います。

そして、この第三者委員会において判断保留とされているのが、従業員として年金保険料を給料から天引きされていたにもかかわらず、事業主が社会保険庁に保険料を納付したことを確認できないという事案です。このたび自民・公明両党より提出された法案は、こうした方々の救済を目的とするものであることから、その趣旨に反対するものではありません。しかし、被害者救済のためとはいえ、責任を放置したままに、安易に税金を投入することは、国民の理解を得られないと考えます。このような観点から、いくつかの問題点があるのではないかと考え、修正案を提出することにいたしました。以下、民主党の修正案についてご説明いたします。

与党提出法案は、第三者委員会においてご本人は保険料を源泉控除されてい

るが、事業主の納付が確認できない旨の意見があった場合、社会保険庁長官はこの意見を尊重し、事業主に保険料を納付してもらうよう勧奨するという仕組みになっています。そして事業主が保険料を納付しない場合に、国が税金で保険料相当額を負担するものです。

この与党提出法案の問題点は二つあります。第一には、与党法案では、事業主が保険料を納付していないことが明らかであるにも拘わらず、その事業主があくまでも保険料の納付を拒否し続けた場合、国が税金によって保険料を肩代わりすることになり、事業主の「逃げ得」を許してしまうという点です。

第二には、第三者委員会においてご本人の保険料納付が確認できれば記録の訂正を行う、ということになると、そもそも記録が失われている責任が社会保険庁側にあるのか、事業主側にあるのかが曖昧にされかねない点です。うがった見方をすれば、責任の明確化は手間がかかることから中途半端に終わり、第三者委員会や社会保険庁が安易に特例法案に逃げ込むことになるのではないかという懸念さえあります。

そこで民主党はこの二点への対策として、国が保険料相当額を負担した場合には、もともと従業員ご本人が事業主に対して有していた民事上の請求権を国に移すこととしています。これによって、国が負担した額を限度として、事業主に対する損害賠償請求権等を代位することができ、事業主の責任の明確化につながるものと考えます。また、第三者委員会において調査・審議したそれぞれの事案において、年金記録が失われている責任がどこにあるのかを明らかにするため事業主が保険料を納付した件数や、国が負担した保険料相当額の金額などを国会に報告することを定めています。

以上が、与党提出法案に対する民主党の修正案の提案理由及びその概要であります。議員各位の御賛同をお願い申し上げます。